

特定建設作業の騒音は各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」で規制されており、規制基準は表 3.2-41 (1)に、規制対象作業は表 3.2-41 (2)～(4)に、規制地域は表 3.2-41 (5)に示すとおりです。

表 3.2-41(1) 各自治体の条例に基づく特定建設作業の騒音に係る規制基準

規制項目 市名		敷地境界における騒音の大きさ	作業ができない時間	1日あたりの作業時間	同一場所における作業時間	日曜・祝日における作業時間		
船橋市	第一号区域	85 デシベル	午後7時から翌日午前7時まで	10時間以内	連続6日以内	禁止		
	第二号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間以内				
市川市			午後7時から翌日午前7時まで	10時間以内			連続6日以内	禁止
松戸市								
柏市								
八千代市								
鎌ヶ谷市								
印西市								
白井市								

船橋市環境保全条例 平成14年12月27日条例第57号
 市川市環境保全条例 平成10年7月3日条例第31号
 松戸市公害防止条例 昭和47年4月1日条例第14号
 柏市環境保全条例 平成13年9月28日条例第32号
 八千代市公害防止条例 昭和47年4月1日条例第26条
 鎌ヶ谷市公害防止条例 昭和47年10月5日条例第34号
 印西市環境保全条例 平成11年3月19日条例第3号
 白井市公害防止条例 昭和46年12月22日条例第23号

表 3.2-41(2) 各自治体の条例に基づく特定建設作業の騒音に係る規制基準
(規制対象作業)(1/3)

市名	作業の種類
市川市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びよう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. バックホウ、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 7. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 8. アースドリルを使用する作業 9. アースオーガーを使用する作業 10. ディーゼル発電機を使用する作業 11. コンクリートカッターを使用する作業 12. トラックミキサー又はコンクリートポンプ車を使用する作業 13. 破砕機を使用する作業
船橋市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びよう打機又はインパクトレンチを使用する作業 3. 削岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(削岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業^{注)} 8. ブレーカー(手持ち式を除く。)を使用する作業^{注)} 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業
松戸市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びよう打機又はインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. ブルドーザー、トラクターショベル、バックホウ等の整地機械又は掘削機械を使用する作業 7. コンクリート圧送作業 8. コンクリートカッターを使用する作業^{注)} 9. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

市川市環境保全条例 平成10年7月3日条例第31号、市川市環境保全条例施行規則 平成10年10月14日規則第59号
 船橋市環境保全条例 平成14年12月27日条例第57号、船橋市環境保全条例施行規則 平成15年2月28日規則第4号
 松戸市公害防止条例 昭和47年4月1日条例第14号、松戸市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第26号
 注) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 3.2-41(3) 各自治体の条例に基づく特定建設作業の騒音に係る規制基準
(規制対象作業)(2/3)

市名	作業の種類
柏市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. 削岩機を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(削岩機の動力として使用する場合を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。) 又は、アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。) を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業^{注)} 8. ブルドーザー及びトラクターショベルその他これらに類する整地機械又は掘削機械を使用する作業
八千代市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。) を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業^{注)} 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業^{注)} 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業
鎌ヶ谷市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。) を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業^{注)} 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業^{注)} 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業

柏市環境保全条例 平成13年9月28日条例第32号、柏市環境保全条例施行規則 平成13年12月27日規則第79号

八千代市公害防止条例 昭和47年4月1日条例第26条、八千代市公害防止条例施行規則 昭和47年11月29日規則第43号

鎌ヶ谷市公害防止条例 昭和47年10月5日条例第34号、鎌ヶ谷市公害防止条例施行規則 昭和48年3月15日規則第3号

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 3.2-41(4) 各自治体の条例に基づく特定建設作業の騒音に係る規制基準
(規制対象作業)(3/3)

市名	作業の種類
印西市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業^{注)} 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業^{注)} 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、その他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業
白井市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. 削岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その電動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(削岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業^{注)} 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業^{注)} 9. ブルトーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業

印西市環境保全条例 平成11年3月19日条例第3号、印西市環境保全条例施行規則 平成11年9月29日規則第35号

白井市公害防止条例 昭和46年12月22日条例第23号 白井市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第1号

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 3.2-41(5) 各自治体の条例に基づく特定建設作業の騒音に係る規制基準
(規制対象地域)

市名	規制対象地域	
市川市	市内全域（工業専用地域において行われる特定建設作業は、除く。）	
船橋市	第一号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち学校・病院等の周囲80メートル以内の区域
	第二号区域	第一号区域以外の区域
松戸市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、または前記の区域以外で学校・病院等の周囲約80メートル以内の区域	
柏市	市内全域	
八千代市	市内全域	
鎌ヶ谷市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、前期の区域以外で学校・病院等の周囲約80メートル以内の区域	
印西市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域、前記の区域以外で学校・病院等の周囲約80メートル以内の区域	
白井市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業専用地域、前記の区域以外学校・病院等の敷地の周囲80メートル以内の地域	

市川市環境保全条例 平成10年7月3日条例第31号、市川市環境保全条例施行規則 平成10年10月14日規則第59号
 船橋市環境保全条例 平成14年12月27日条例第57号、船橋市環境保全条例施行規則 平成15年2月28日規則第4号
 松戸市公害防止条例 昭和47年4月1日条例第14号、松戸市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第26号
 柏市環境保全条例 平成13年9月28日条例第32号
 八千代市公害防止条例 昭和47年4月1日条例第26号
 鎌ヶ谷市公害防止条例 昭和47年10月5日条例第34号、鎌ヶ谷市公害防止条例施行規則 昭和48年3月15日規則第3号
 印西市環境保全条例 平成11年3月19日条例第3号、印西市環境保全条例施行規則 平成11年9月29日規則第35号
 白井市公害防止条例 昭和46年12月22日条例第23号 白井市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第1号
 注) 病院・学校等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園のことをいう

(5) 特定建設作業の振動に係る規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準は表 3.2-42 に、区域区分は表 3.2-43(1)～(2)に示すとおりです。

表 3.2-42 特定建設作業振動に係る規制基準

規制項目	第1号区域	第2号区域	適用除外作業
敷地境界における騒音の大きさ	規制基準 75 デシベル		—
作業ができない時間	午後7時から翌日午前7時まで	午後10時から翌日午前6時まで	イ.災害や非常事態時の緊急作業 ロ.生命身体に対する危険防止のための作業 ハ.鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ.道路法により占用許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ.道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
1日あたりの作業時間	10時間	14時間	イ.災害や非常事態時の緊急作業 ロ.生命身体に対する危険防止のための作業
同一場所における作業時間	連続 6日間		イ.災害や非常事態時の緊急作業 ロ.生命身体に対する危険防止のための作業
日曜・休日における作業	禁止		イ.災害や非常事態時の緊急作業 ロ.生命身体に対する危険防止のための作業 ハ.鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ.変電所の変更工事に従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ.道路法により占用許可条件に休日作業が指定された場合 ヘ.道路交通法により使用許可条件に休日作業が指定された場合
<p>◆特定建設作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい打くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（油圧式くい打くい抜機を除く。） 2. 鉄球を使用して建設物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装板破碎を使用する作業^{注)} 4. ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業 			

振動規制法施行規則 平成27年4月20日 環境省令第19号

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。